

様式第9号 (第10条関係)

農 業 製 造 (輸 入) 数 量、譲 渡 数 量 等 報 告 書

年 月 日

農 林 大 臣 殿

住 所

氏 名 (法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名) ⑧

(担当者の氏名及び所属)

記

農業取締法施行規則第10条の規定に基づき、年 月 から 年 月 までの期間における農業の製造(輸入)数量、譲渡数量等を下記のとおり報告します。

月別コード	登録番号	農産物の種類	農産物の名称	農産物の種類コード	前月末在庫量	製造(輸入)数量	販売数量	その他の譲渡数量	返品数量	月末在庫量

  

月別コード	登録番号	農産物の種類	農産物の名称	農産物の種類コード	前月末在庫量	製造(輸入)数量	販売数量	その他の譲渡数量	返品数量	月末在庫量

  

月別コード	登録番号	農産物の種類	農産物の名称	農産物の種類コード	前月末在庫量	製造(輸入)数量	販売数量	その他の譲渡数量	返品数量	月末在庫量	価 格

(日本工業規格B4)

備考 1 数量の単位は、キログラム又はリットルとすること。  
 2 価格の欄は、9月分の報告においてのみ作成し、前年の10月から当年の9月までの工場渡し月平均価格(円/キログラム又はリットル)を記入すること。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。  
 2 第十條の規定による昭和五十三年三月中における製造又は輸入数量等についての報告については、なお従前の例による。

○農林省令第十六号

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四十二号)第三條第二項の規定に基づき、及び農産物検査法(昭和二十六年法律第四十四号)第十一條の二の規定を実施するため、農産物検査印紙の売さばきに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
 昭和五十三年三月二十七日

農林大臣 中川 一郎

農産物検査印紙の売さばきに関する省令の一部を改正する省令  
 農産物検査印紙の売さばきに関する省令(昭和二十九年農林省令第二十一号)の一部を次のように改正する。  
 第七條を次のように改める。  
 第七條 削除

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林省令第十七号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
 昭和五十三年三月二十七日

農林大臣 中川 一郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。  
 第六條第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 港

- 刺路港、苦小牧港、室蘭港、函館港、小樽港、留萌港、青森港、八戸港、宮古港、大船渡港、石巻港、塩釜港、秋田船川港、酒田港、小名浜港、日立港、鹿島港、千葉港、京浜港、横須賀港、直江津港、新潟港、伏木富山港、七尾港、金沢港、内浦港、敦賀港、田子の浦港、清水港、御前崎港、豊橋港、蒲郡港、衣浦港、名古屋港、四日市港、舞鶴港、阪南港、大阪港、尼崎港、神戸港、姫路港、田辺港、和歌山下津港、境港、浜田港、宇野港、水島港、尾道

二 飛行場

- 新東京国際空港、東京国際空港、福岡空港、鹿児島空港、那覇空港、嘉手納飛行場

第六條第二項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 津波、福山港、三田尻中岡港、丸亀港、宇和島港
- 二 故別港、網走港、稚内港、能代港、木更津港、柏崎港、竹原港、徳山下松港、三田尻中岡港、山口港、萩港、丸亀港、宇和島港、三島川之江港、水俣港、油津港、運天港

附 則

この省令は、昭和五十三年三月三十日から施行する。

○農林省令第十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第三十六條第一号及び第三十八條の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
 昭和五十三年三月二十七日

農林大臣 中川 一郎

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令  
 家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四十三條の表の地域の欄第三号中「ニュー・ジブラルドル」の下に、「ニュー・ヘブリデス」を加える。

第四十七條の表の第四十五條第一号の物及び同條第二号の物(殻付きのものに限る。)の項、第四十五條第二号の物(殻付きのものを除く。)、同條第三号の肉及び同條第五号の物及び第四十五條第三号の物(骨及び肉を除く。)の項中「那覇港」の下に、「新東京国際空港」を加え、同表の第四十五條第三号の骨(ふるい目の開きが四〇ミクロンの網ふるいを通過する生骨粉を除く。)の項